

生野区区政会議委員公募手続事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生野区区政会議運営要綱（平成25年6月1日制定）第4条第2項に基づき、令和7年10月1日を任期の始期とする生野区区政会議の委員の公募手続の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）第2条第2項に定める区民等（以下「区民等」という。）であること
- (2) 令和7年10月1日現在、満18歳以上であること
- (3) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号及び第3号で定める暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- (4) 国若しくは地方公共団体の議員、本市職員又は本市の他の審議会等の委員でないこと
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者その他区長が不適切と認める者でないこと

(募集人数)

第3条 募集人数は、若干名とする。

(公募方法)

第4条 委員の公募にあたっては、区の広報紙等で広く周知する。

- 2 応募者に対しては、必要事項を記入した指定の応募用紙（別紙様式）の提出を求めることとする。なお、提出物の返却は行わない。

(選考を行う者及び選考の方法)

第5条 締切日までに必要事項を記入した指定の応募用紙を提出した者に対する選考は、区長が指名するものを行う。

- 2 選考の方法は、提出書類の審査及び面接とする。

(選考結果の通知)

第6条 選考の結果については、応募者本人に対し書面で通知する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年7月1日から施行する。